

## 令和5年度第5回長野県公共事業評価監視委員会

日時 令和5年12月18日（金）13時30分から14時

場所 長野県庁西庁舎109号会議室

### 1 開 会

（事務局）

定刻となりましたのでただいまから、令和5年度第5回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めます長野県政策評価室の安藤と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、政策評価室長の水野からご挨拶申し上げます。

### 2 挨 拶

（政策評価室長）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まずはお詫びでございますが、10月30日に第4回委員会を開催いたしまして、意見書のとりまとめをいただいておりますが、追加で第5回の開催をお願いすることになりまして大変申し訳ございません。年末のお忙しい中、永藤委員長はじめ、委員の皆様には、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は、新規評価の対象としておりました街路事業の茅野市本町につきまして、状況に変化がございましたので経過のご説明、それから評価の取り扱いについてご報告をさせていただきます。本日の説明の中でお気づきの点などございましたら、忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

続いて本日の委員の出席についてご報告いたします。本日の出席ですが、委員名簿に記載の9名の予定となっておりますが、今のところ8名の参加となっております。

本日、熊谷先生はご都合により欠席となっております。

現在のところ、委員10名中8名の出席をいただいております、過半数に達しておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により本委員会が成立していますことをご報

告いたします。また、本日の会議は公開で行い、後日、議事録を県ホームページで公開する予定です。ご承知おきください。

次に資料の確認をお願いいたします。リモート参加の皆様は、事前にお送りしているデータをお開きいただきご覧ください。会場の皆様には、資料をお配りしております。本日の資料ですが、次第、委員名簿、審議対象箇所一覧表の見え消し版および黒戻し版、それから資料9、資料10-1および10-2の見え消し版および黒戻し版、参考資料1から4になります。よろしいでしょうか。

それでは、初めに新規評価のNo. 6、街路事業 都市計画道路 観音通線 本町（茅野市）について、取り扱いの見直しがありますので、政策評価室および都市・まちづくり課からご報告いたします。資料は、審議対象箇所一覧表および資料9になります。

次に、第4回委員会でまとめていただきました意見書（新規評価）に係る修正案につきましてご審議をお願いいたします。資料は、永藤委員長に作成いただいた修正案としまして資料10をお配りしております。なお、参考資料として、第4回委員会でまとめていただきました意見書の確定版をお送りしております。参考資料1が意見書の鏡文および総論。参考資料2は、新規評価の意見書。参考資料3は、再評価の意見書。参考資料4は、事後評価の意見書になります。また、第1回から第4回の委員会資料につきましては事務局に一部ありますので、ご覧いただきたい場合はお申し出ください。リモート参加の皆様方には、事前送付資料の中に一式保存させていただいております。必要に応じてご覧ください。本日の資料は以上になります。

それでは、議事に入らせていただきます。会議の議長は、長野県附属機関条例第6条第1項により、委員長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては永藤委員長をお願いいたします。

### 3 議 事

（永藤委員長）

それでは議事に入る前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日、委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、年末に出席いただきまして感謝しております。先ほどもありましたが、10月30日（月）に開催した第4回委員会において、意見書を取りまとめたところですが、県より報告したい事項があるということで、年末のお忙しいところですが、皆様にお集まりいただきました。今回は、県からの報告事項の説明を受けて、本委員会としての対応を検討していきたいと思っております。公共事業

は、関係する県民も多く、関心度も高い事業でありますし、県の公共事業評価案に対する意見書を通じて、県民の期待に応えて有意義な意見提言ができるよう、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い、議事を進めてまいります。では、政策評価室および都市・まちづくり課から新規評価のNo. 6街路事業 観音通線 本町（茅野市）について報告をお願いいたします。

（政策評価室）

資料9をお願いいたします。

新規評価対象箇所の取り扱いの変更についてご説明をさせていただきます。

街路事業茅野市本町については、新規評価と並行して、都市計画法に基づく手続きを進めてまいりましたが、このほどその手続きに時間を要するということが確実となり、事業着手予定時期を延期することとなりました。現時点においては、着手時期が定まっていないという状況になりましたので、新規評価の対象としないこととし、本年度の委員会からご意見をいただく新規評価の対象箇所から取り下げをさせていただきたくお願いいたします。長野県公共事業評価実施要領第3の規定により、新規評価は原則として、概ねの事業計画が定まった後に実施をするということといたしております。今後についてですが、後年度、事業の着手時期も含めた事業計画が定まったところで、改めて新規評価を実施させていただきたいと考えております。この箇所のこれまでの経緯につきましては、引き続き担当課の方からご説明を申し上げます。

（都市・まちづくり課）

建設部都市・まちづくり課の課長の井出と申します。本日はよろしくお願いいたします。この度は、私どもの事業の関係で永藤委員長をはじめ、委員の皆様にご多大のお手数をおかけしております。申し訳ございません。それでは概要について説明させていただきます。新規評価 街路事業 都市計画道路 観音通線 茅野市 本町の評価の取り扱いの変更についてご説明させていただきます。

最初に事業区間の概要について説明させていただきます。画面に地図を表示しておりますが、本路線は茅野市のJR茅野駅から地域の主要な観光地である蓼科・白樺高原へのアクセス道路として、地域内外の連絡を担う主要幹線街路です。しかし、事業区間は幅員が狭小かつ歩道も狭いため通勤時間帯は渋滞が発生しており、また周辺の小、中学校の通学

道路となっておりますが、歩行者の安全が確保されていない状況となっております。本事業により現道の拡幅および歩道設置を行うことで交通の円滑化や安全で安心な歩行者空間の確保を図るとともに、良好な都市環境を確保することを目的としております。

今回の事業に先立って手続きを行っております都市計画道路の変更についてご説明いたします。画面に表示しております図面は、現在、都市計画の手続きを実施しております都市計画変更の総括図です。今回ご報告させていただく街路事業は、都市計画法に基づき実施される事業であり、都市計画決定された道路を整備する事業となります。当該事業により整備する都市計画道路は、図面の黄色の線で示した部分の茅野市道の削除区間、延長約990mから図面の赤色線で示した県道茅野停車場八ヶ峰公園線の変更区間約720mへ都市計画変更の手続きを行っております。これは、茅野市本町区において安全で円滑な都市交通の確保や地域コミュニティの保全等を図るために、未整備となっている都市計画道路を県道に振り替えた上で、街路の整備と町並み整備をあわせて実施する方針となり、茅野市から都市計画法第15条の2第1項に基づく都市計画案の申し出を受けて、県が都市計画の変更の手続きを行っているものです。事業区間としては、茅野市からの申し出を受けて、都市計画を変更する延長720m区間のうち、現地の状況等から延長350mの区間を先行して整備することとし、今年度の新規評価の対象箇所とさせていただきました。こちらが事業区間を示す平面図となります。新規事業評価の街路事業 都市計画道路 観音通線 茅野市 本町では、粟沢橋交差点から茅野駅に向かって約350mの区間について事業を実施する予定としておりました。当該事業計画の内容は、現在手続きを行っている都市計画道路の決定に基づき、車道幅員6m、歩道幅員3.5m、両側で全幅16mの道路拡幅工事です。

新規事業評価を取り下げさせていただく理由について説明させていただきます。今回の街路事業を計画するにあたり、かねてより茅野市および地元区より事業実施の要望がありました。都市計画道路 観音通線につきまして、令和5年5月に茅野市より都市計画法第15条の2第1項に基づく都市計画の案の申し出がありました。これを受けて県では、新規事業化にあたり、都市計画決定および事業認可が必要となるため、令和5年5月から都市計画道路の変更手続きを進めてきたところです。しかし、計画案の縦覧をしたところ、主に新規評価の事業予定区間外にお住まいの地域住民の方から都市計画変更に関して十分な説明を求める意見が複数出されました。このような状況の中、都市計画の案の申し出を行った茅野市から、利害関係者等へさらに丁寧な説明を行った上で、ご理解を得ることとしたいとの申し出があり、これを受けて都市計画変更手続きに、当初想定していた以上の時間を要することから、今年度中の都市計画決定が困難な状況となりました。このような経

緯により、新規事業化区間においては、事業目的や概ねの整備手法については合意済みでありますが、その区間を含む一連の都市計画道路の変更決定が延期となり、そのため、事業認可取得および事業着手時期も延期となることから、街路事業 都市計画道路 観音通線 茅野市 本町の令和6年度の新規事業評価については取り下げさせていただきたいと考えております。

最後に都市計画変更の手続きの状況についてご説明いたします。12月18日現在、計画案の縦覧まで完了しており、市町村意見聴取回答が調整中となっております。先ほどの説明のとおり、都市計画変更の内容について茅野市が利害関係者等に更に丁寧な説明を行っているところであり、地元の方々のご理解を得て都市計画変更手続きを進めてまいりたいと思います。当該箇所の新規事業評価につきましては、今後詳細な事業計画が定まった際、改めて実施することとさせていただきたいと思います。説明は以上です。

(永藤委員長)

ありがとうございました。

ただいま報告のありました内容について、委員の皆様ご質問がありましたらお願いいたします。

(古本委員)

長野高専の古本です。

初歩的な質問で申し訳ないですが、新規の道路ということではなく今ある道路を拡幅するという工事だと伺っていますが、そのために、従来の都市計画を変更しないといけないのですか。

(都市・まちづくり課)

当該事業において予定していた事業区間を含む既決定の都市計画道路は、現況が未改良の市道に決定されており、本来であれば都市計画事業は、その都市計画道路が決定されている路線で行うものですが、今回は、都市計画道路を見直し、今の県道の現道に都市計画を振り替えて、今まであった市の都市計画道路を整備する代わりに、県道を拡幅する計画としております。都市計画事業で行うためには、都市計画決定の道路であることが必要となりますが、本路線につきましては、県道の現道に沿った線形として振り替えた方が、都

市計画的には非常に有益であるということで、それを振り替える都市計画の手続きを行った上で事業を行うということにしております。

(古本委員)

変更前の案では、市道の位置に道路ができるはずだったのが、変更後の案では県道の位置に道路ができるということで、住民もどのように変更になるのかという話が地元で出ており、詳しく説明して欲しいということですね。

(都市・まちづくり課)

変更前の計画では、削除区間となる市道の都市計画決定である図中の黄色い線を通してビーナスライン方面に抜けるという想定をしていたのですが、その部分は現道があるわけではなく、住宅が密集しており、住宅への影響が非常に大きいことから、今ある道路を拡幅した方が、都市計画的にもよいのではないかという検討もしております。

(古本委員)

はい。よくわかりました。

(永藤委員長)

今のご質問でだいぶ状況が見えたと思いますが、皆さんどうでしょうか。ご意見ありますか。

(新宅委員)

今のご説明でわかりましたので私の方からは特に質問はありません。

(永藤委員長)

ありがとうございます。

ただいま政策評価室および都市・まちづくり課から報告がありました街路事業 観音通線 本町については、新規評価の審議対象から取り下げられたことを受け、新規評価の意見書から取り下げるということでよろしいでしょうか。

それでは、新規評価の意見書の修正が必要となりましたので、修正案を作成いたしました。意見書の修正案につきましては、これから審議しますが、資料10をご覧ください。10

-1の見え消しをご覧ください。1ページですが、本年度の審議対象事業の3行目の「表1に示す」を削除し、「新たに事業に着手しようとする8か所について」ということで、8か所を述べてから、一番下の段にある2行ですが、「なお、街路事業 観音通線 茅野市本町については、事業着手時期が延期となったため、長野県公共事業評価実施要綱第3の規定により当該箇所の事業計画が定まった際に改めて新規評価を実施することとし、新規評価から取り下げる旨の申し出があったことから、表1に示す7か所について意見を述べる」ということにいたしますが、よろしいでしょうか。

(古本委員)

はい。

(永藤委員長)

ではそのようにしたいと思います。

次に、資料10-2の見え消しをご覧ください。総論の記載も修正が必要となります。総論の3行目ですが、新規評価5事業8か所を7か所に修正するものになります。

委員の皆様よろしいでしょうか。

(新宅委員)

はい。

(永藤委員長)

ご審議ありがとうございました。

以上で意見書の修正(案)の審議を終わります。ただいまの審議を経て本案を確定いたします。続いて、今後のスケジュールを確認します。

ただいま確定しました意見書については、事務局から本日欠席の委員を含め、全委員の皆様へ配付させていただきたいと思います。確定した意見書については、12月22日(金)の午前11時から県庁において私から関副知事に手交する予定です。同席を希望する委員はありますか。

(古本委員)

委員長に一任します。

(永藤委員長)

それでは、当初の予定どおり私が代表して提出いたします。

それでは、事務局へお返しいたします。

(事務局)

本日のご審議どうもありがとうございました。

閉会にあたり、政策評価室長の水野からお礼の御挨拶を申し上げます。

(政策評価室長)

本日は、急遽の委員会開催となりまして、永藤委員長、委員の皆様には、年末のお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。今回、新規評価の取り下げをするということになりましたが、今回の事例を職員間で共有をいたしまして、今後、新たな箇所の事業化に向けては適切な推進に努めてまいりたいと考えております。結びに、委員の皆様には、公私共々お忙しい中、本委員会におきましてこれまで貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げます。第5回の委員会ということになりますが、今回が今年度最後の開催というふうに予定をいたしております。永藤委員長はじめ、委員の皆様方には長野県の公共事業がより良いものになるよう大変ご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、令和5年度第5回長野県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。本日のご審議をもちまして、令和5年度の公共事業評価監視委員会は終了となります。1年間どうもありがとうございました。お世話になりました。ありがとうございました。